

議事資料

(1) 平成29年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について

- ・社会教育法抜粋 P 1 0
- ・平成29年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について（諮問） P 1 1
- ・平成29年度社会教育関係団体に対する補助金について（案） P 1 2

○別添資料

平成29年度社会教育関係団体補助金交付申請に関する資料

協議参考資料

(1) 「公の社会教育施設のあり方について」

－ 経過報告と今後の見込みについて －

P 1 3 ~ 1 6

(1) 平成29年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について

社会教育法（抜粋）

第3章 社会教育関係団体

（社会教育関係団体の定義）

第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（審議会等への諮問）

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和三十二年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

教生第336号

千葉県社会教育委員会議長 様

平成29年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について（諮問）

このことについて、別添のとおり社会教育関係団体から事業計画書の提出がありましたので、社会教育法（昭和24年法律第207号）第13条の規定により諮問します。

平成29年7月14日

千葉県教育委員会



平成29年度 社会教育関係団体に対する補助金について(10団体)

番号	団体名	代表者名	補助対象事業	補助金額 (円)	昨年度金額 (円)
1	日本ボーイスカウト 千葉県連盟	萩原 博	・広報紙「スカウトちば」の発行	72,000	80,000
2	一般社団法人ガール スカウト千葉県連盟	高瀬 誠子	・広報紙「ちばだより」の発行	72,000	80,000
3	一般社団法人千葉県 子ども会育成連合会	黒坂 典雄	・広報紙「ちば県子連」の発行	122,000	136,000
4	日本海洋少年団千葉 県連盟	安田 敏弘	・夜行軍(オリエンテーリング)	40,000	40,000
5	千葉県連合婦人会	渡邊 年子	・第62回千葉県生活者大会	59,000	66,000
6	千葉県PTA連絡協 議会	大田 紀子	・広報紙「県P連ちば」の発行	77,000	86,000
7	千葉県高等学校P TA連合会	大木 幸夫 (大谷 岩男)	・広報紙「ちば高P連だより」の発行	44,000	49,000
8	千葉県国公立幼稚園 ・こども園PTA連 絡協議会	榊原 正和	・「第55回千葉県国公立幼稚園・こども園P TA研究協議会九十九地区東金大会報告書」発行	40,000	40,000
9	千葉県特別支援学校 PTA連合会	内田 志乃	・広報紙「県P連会報」発行	40,000	40,000
10	千葉県ユネスコ連絡 協議会	吉崎 晴子	・「ユ協連ニュース79号」発行 ・「ユ協連ニュース80号」発行	40,000	40,000
	合 計			606,000	657,000

〈特別補助〉

1	千葉県ユネスコ連絡 協議会	吉崎 晴子	・2017年度関東ブロック・ユネ スコ活動研究会 in 市川	200,000	0
	合 計			200,000	0

※会長名は、各団体の事業計画書提出時のものです。()内は、その後、新会長になった方です。

公の社会教育施設の在り方（県立図書館）について

公の施設の見直し方針（図書館）

抜粋

【区分】 施設内容検討

施設の一部移譲や複数施設設置の必要性について検討するもの

【内容】 現行の県立図書館3館体制について、その役割や今後の図書館を取り巻く状況を踏まえ、機能集約等も含め継続して検討を行う。

県立図書館に係る課題

- 書庫の狭隘化（書庫不足）
- 中央図書館**は、**老朽化**に加え、**耐震不足**（最低 Is 値 0.25）（基準0.6以上）
バリアフリー**未対応**、安全対策のため一部**立ち入り制限**して開館
- 収集資料（図書）が3館に分散（各館別テーマで図書を収集・保存）

「千葉県立図書館」の概要

中央図書館の利用制限



2階 パーテーション奥は、**制限区域**



パーテーション左側・奥は、**制限区域**



3階まで県民が利用する**狭いらせん階段**

西部図書館(松戸市)
(昭和62年)



東部図書館(旭市)
(平成10年)



県立中央図書館(千葉市)
(大正13年)

* 現在の建物は昭和43年~



区分	中央図書館	西部図書館	東部図書館
所在地	千葉市中央区市場町	松戸市千駄堀	旭市ハ
竣工	昭和43年6月	昭和62年3月	平成10年3月
開館	大正13年3月8日	昭和62年4月1日	平成10年11月1日
延床面積	6,171㎡	3,262㎡	3,591㎡
書庫蔵書能力	552,000冊	500,000冊	500,000冊
蔵書冊数	862,933冊	269,012冊	271,673冊

「千葉県立図書館の今後の在り方」検討事業

1 事業の目的・概要

老朽化が進む中央図書館を含めた県立図書館について、市町村立図書館との連携方策やインターネットを活用したサービスの実施など県立図書館として求められる役割・機能、施設整備の方向性などを検討します。



2 事業内容

・電子書籍や電子アーカイブ化等の導入検討

電子書籍の閲覧などインターネットを活用したサービスの導入に係る検討や、紙媒体の資料を電子データ化することによる書庫の適正規模などを検討します。

・全国の公立図書館の動向調査

他の都道府県立図書館の事例などを参考として、今後の職員研修や運営相談といった市町村立図書館への支援のあり方を検討します。

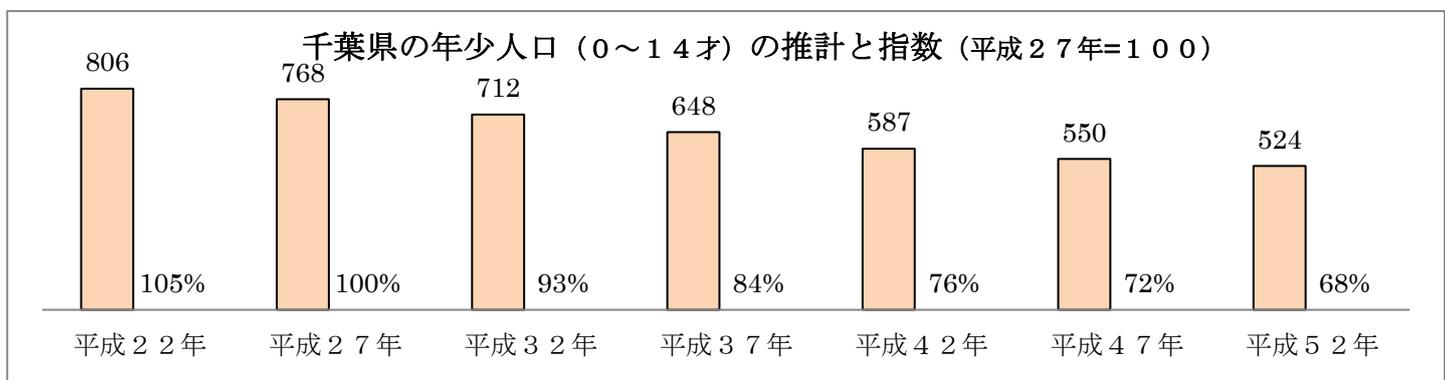
3 予算額

5,700千円

県立青少年教育施設の体制見直し

公の施設の見直し方針（H28.7決定）

児童生徒数の減少、利用状況、施設の老朽化の状況等を踏まえ、**県立5施設体制を見直す**こととし、現指定管理期間中に各施設の取扱い方針を決定する。

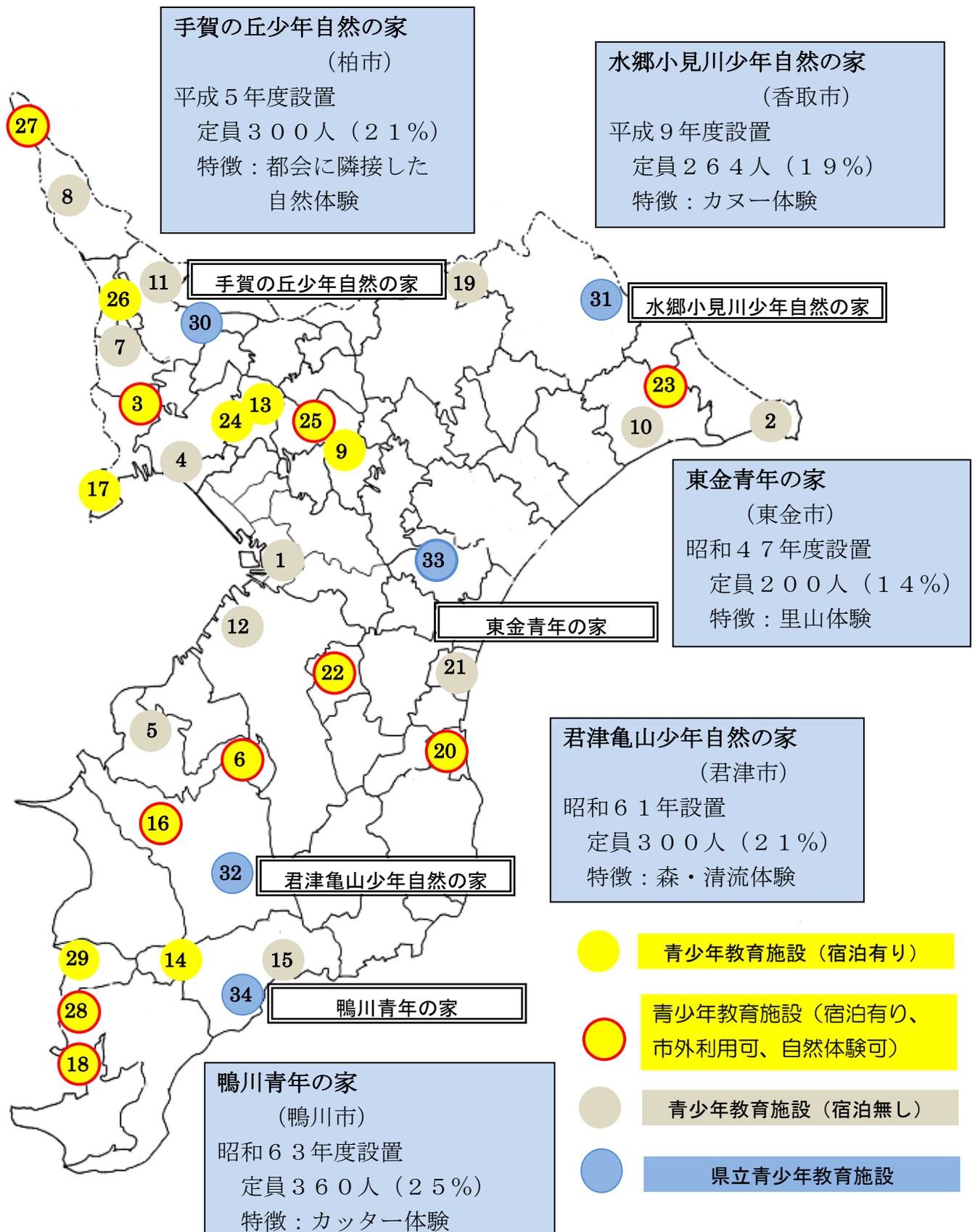


青少年教育施設一覧

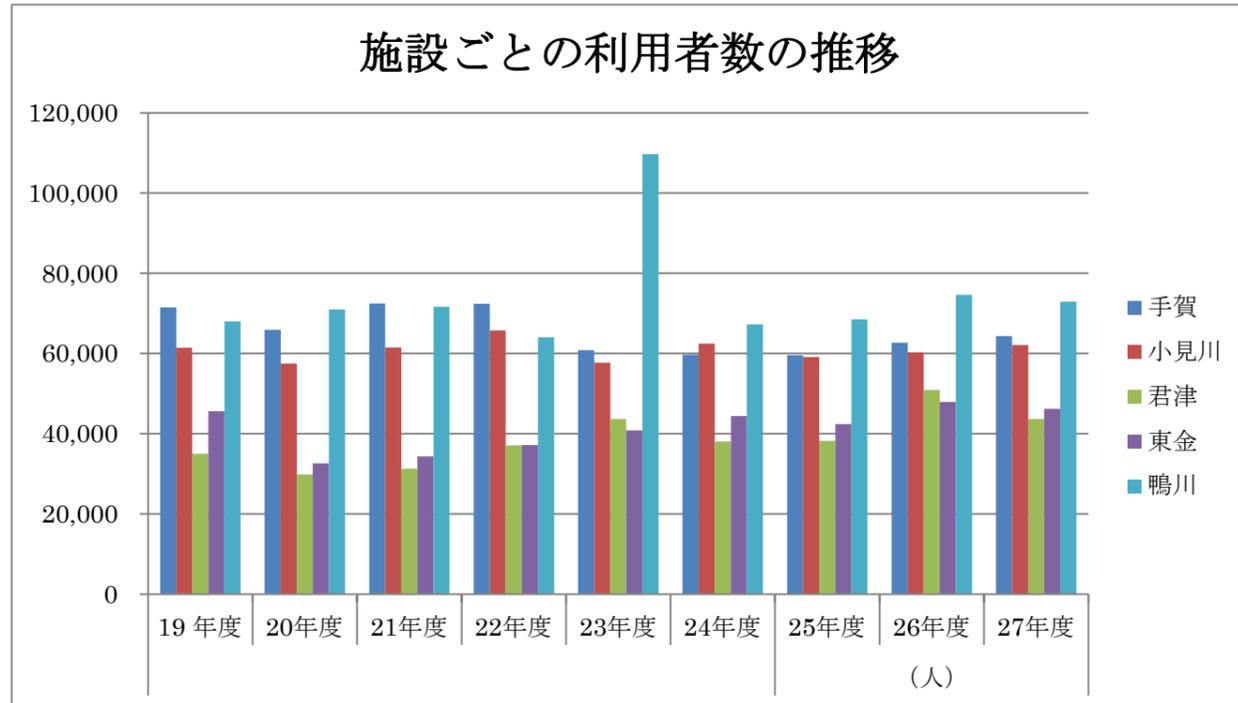
施設名	設置者	施設名	設置者
1 千葉市南部青少年センター	千葉市	18 南房総市大房岬自然の家	南房総市
2 銚子市青少年文化会館	銚子市	19 わくわく西の城（神崎町）	神崎町
3 市川市少年自然の家	市川市	20 船橋市立一宮少年自然の家	船橋市
4 船橋市青少年会館	船橋市	21 白子町青少年センター	白子町
5 木更津市立青年の家	木更津市	22 千葉市少年自然の家（長柄町）	千葉市
6 木更津市立少年自然の家キャンプ場	木更津市	23 旭市海上キャンプ場	旭市
7 松戸青少年会館	松戸市	24 八千代「ガキ大将の森」キャンプ場	八千代市
8 野田市青少年センター	野田市	25 佐倉草ぶえの丘	佐倉市
9 佐倉市立青少年センター	佐倉市	26 流山市げんき村キャンプ場	流山市
10 旭市青年の家	旭市	27 野田市関宿あおぞら広場	野田市
11 柏市青年の家	柏市	28 練馬区立岩井少年自然の家（南房総市）	練馬区
12 市原青少年会館	市原市	29 足立区鋸南自然の家（鋸南町）	足立区
13 八千代市少年自然の家	八千代市	30 手賀の丘少年自然の家	千葉県
14 鴨川市青少年研修センター	鴨川市	31 水郷小見川少年自然の家	千葉県
15 鴨川市わんぱくハウス	鴨川市	32 君津亀山少年自然の家	千葉県
16 習志野市立鹿野山少年自然の家	習志野市	33 東金青年の家	千葉県
17 浦安市青少年交流活動センター	浦安市	34 鴨川青年の家	千葉県

太字→市（区）外利用が可能な、自然体験のできる宿泊施設

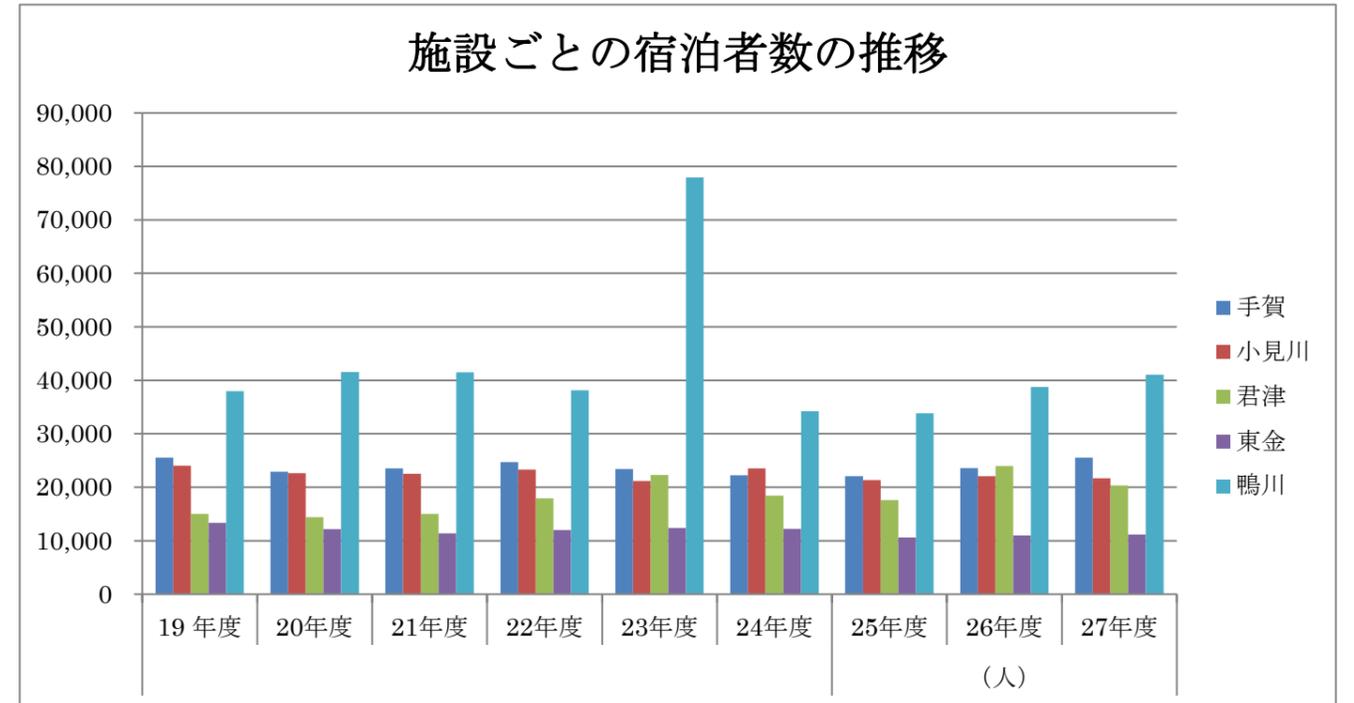
県内の青少年教育施設の分布状況



施設ごとの利用者数の推移

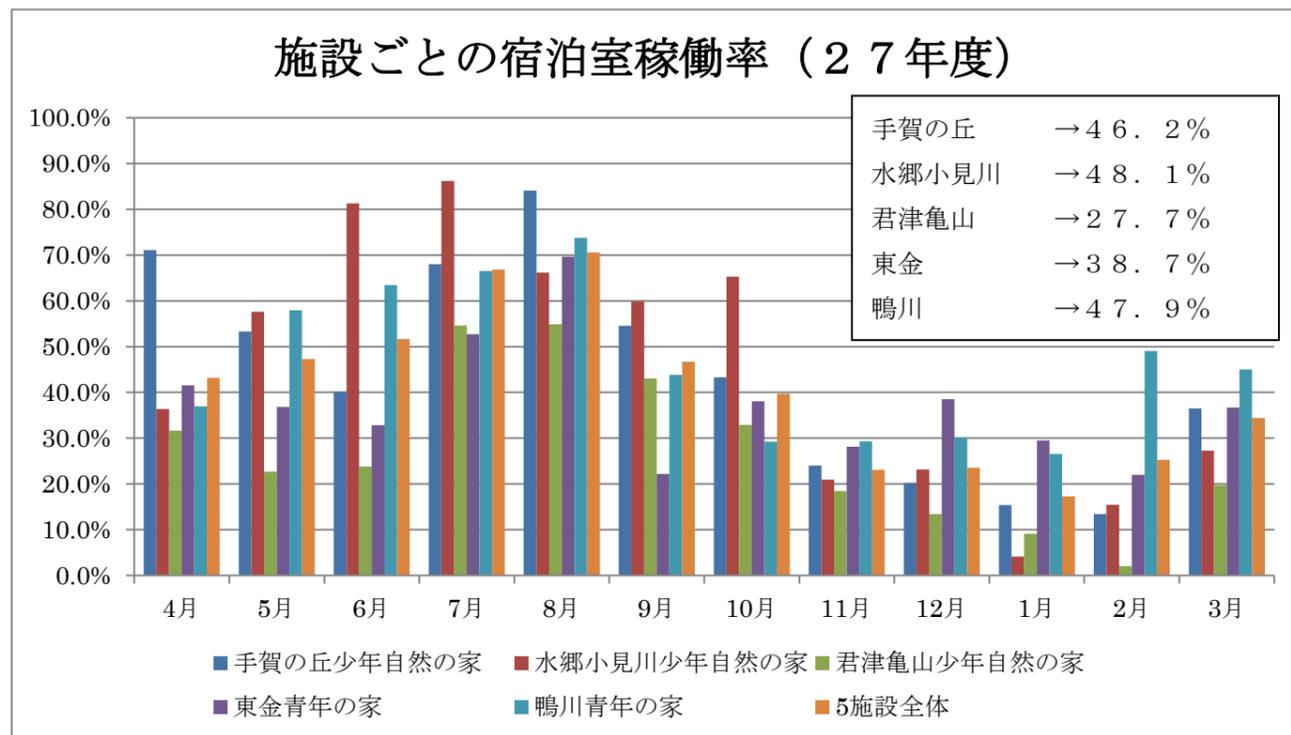


施設ごとの宿泊者数の推移

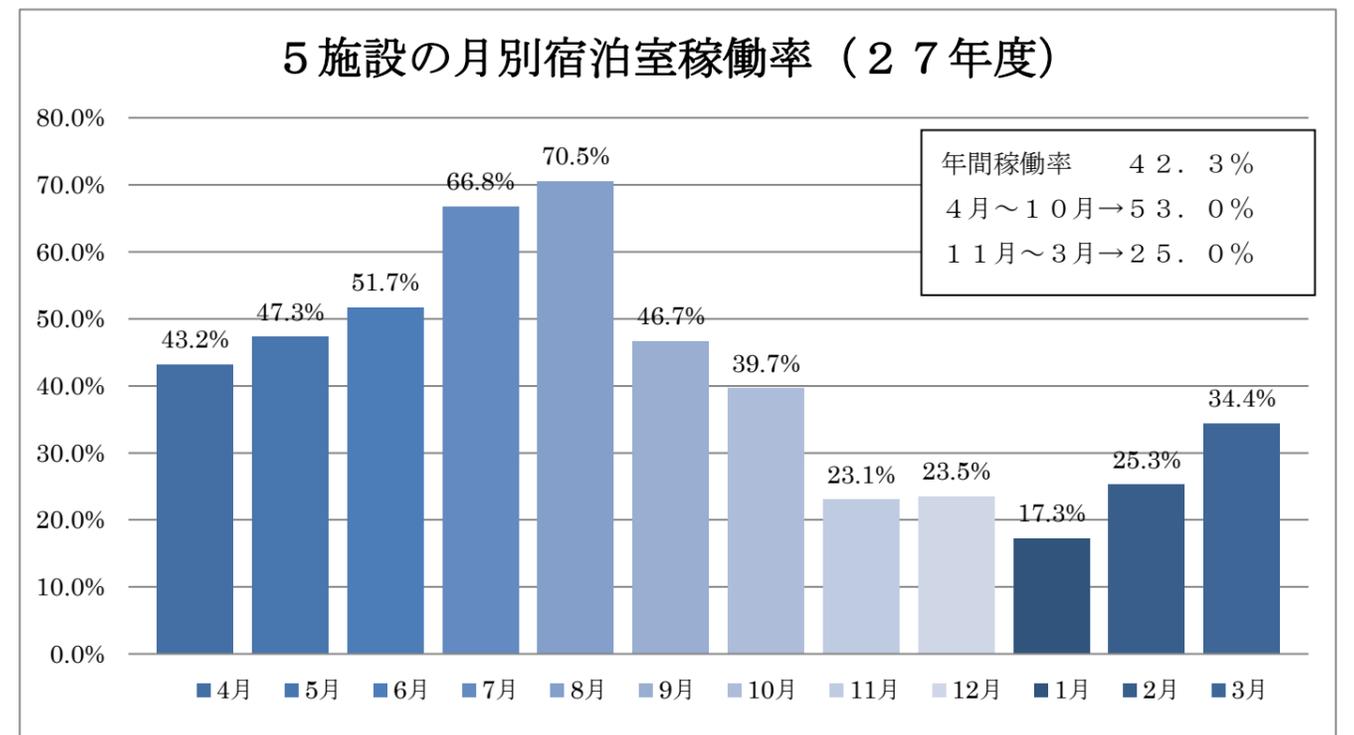


注) 平成23年度の鴨川青年の家は、福島県から避難者の受け入れを実施しました。

宿泊室稼働率 (27年度)



5施設の月別宿泊室稼働率 (27年度)



さわやかちば県民プラザの設置経緯と目的

1B >0°b p, M*ñB1ÿ 'A#æ #Ö - Û*f b ö% Z _ X8Z [#Ö - Û*f N4 - â±î †4(Ö%4 @0¿*(M• G\@4:\[6• \ f0•I€SG\†2Är< 1B >1°b Ifx? Áí° Ud -•° 0£#i _>8Z0¿*(bN4 @)*(ÜE}€ •%4#Ö - Û*f N4 bSubp>\$x <0¿ \K Z 平成8年11月15日に開所した。

^> ýw_0¿*(I€S)< [6•@ (•37 2§...† -% %4 ... -w#ë†p°_<#ÿ_X8Z è0iKS) Ý ¾-18í... æbqöibĐII <0¿ \KZ#ÿ...2N°KS G_|• Ifx?Ud %4,ÉÛ" c

(1) #Ö - Û*f b N4 †W•Sub 「生涯学習センター」
 (2) g•° ,Ajeiq•†•4 M•Sub 「芸術文化センター」
 (3) #èê' g#i&k bS(† % æM「女性センター」
 (4) Ç\#"C b6ö f~_X8Z#0Ž†ÿu• 「環境学習コーナー」

b>2Xbµ+ † vX0 œ <0¿ \KZ0¿gI€S@ Qb < 平成15年3月に「千葉県環境財団学習コーナー」が廃止I€ 平成18年3月 -% %4 Ifx?Ud 0¿*(ö#.# [b ëF_ 8 女性センターが開所I€S ° >6v_ Ud%4, #Ö - â±î¾ -18í-â±î\KZ ì6ä KS@ 1B>0>2°>1v_ c6âd\^~ #~c#Ö - Û*f - â±î lg ,Ajei-â±îb 2つの機能だけ\^WZ8•

公の施設の見直し方針 (平成28年7月)

0 œ <0¿ \KZ 0¿I€S @ #' ~cop#Ö - Û*f - â±îµ+ bs\^WZ>~ <0¿ † (q#ÿKA€Z8^8 "g Ä_6•G\?} #Ö - Û*f - â±î\KZ 20[\^ <0¿0d•†(- bV 5/ñí5 k4Š (b3?#ÿ x, 6ë q#ÿ¼†µ uSw q#ÿÇ_X8Z œ È C è0i †/œ: _____

生涯学習に関する中核拠点としての生涯学習推進センター機能についての再構築
 Ñ %± 4Š•†µuS#Ö - Û*f_6ö M•I b7ÿ(Û†W~ 6ö €4Š•\b4)!*Zb/D†S(M• Ñ w#ë§b#Ö - Û*f - â±îx¶,9 ^\b4 ŠbÛ) sbS(† W• Ñ #Ö - Û*f_ fj ©«, Ò b~¼

(全庁的な利用の呼びかけ) 公の施設としての有効活用

- 1 Ú4Š•bµ6ö¼ b Ä7ÿ_X8Zc <#ÿK¼?}b-0bxfL†2Är<XX M*ñÇÆ 6ö€1" \b1*Z†/œWSV [6ö€Ú4Š•\b1*Z†W• #gb rr %\$ [ö#.#4 M• œc ,6ë2 Û_X8Z M*ñµ6ö0¿*(? [b0¿*(% \$x b(VÆ [è0i M•
- ① (複合施設として機能回復)
 Ç+É¼%4 µ6ö¼ Q#ÿM•G_|~ <0¿ bw q#ÿ†/œWZ8C
- ② (観光PR 拠点を設置)
 ýb-%... bÇ• Q^\†2Är<XX _d>4Š^] \b4 _|~ "â¼©ÛµÉ ^] †0¿*(M•
- ③ (柏の葉地区の街づくりに参画)
 ¶, Ú4 _|• #C•¶ 4" w\KZ Æ6ö Ób)rœ"l_1 I€S ýb-% ... _)rœ Û#i4Š^] \b4 _|~ #0 ú+Æ bF•\^•¥í¼†0¿*(K ©¼" Û b-|† /œ:

< 課題 >

z #Ö - Û*f b p>ĐII bzm†2Är< ちばりすネットの充実
 z %4, bÛ*f¼î-bšî†3¿3ÿ_ <S 学習方法の調査・研究 Ö¹ÿ1nÛb < \8WS§-jÿbîS(
 z 県内生涯学習センターや公民館とのネットワーク bS(
 z 6ädí6ë*É (bÄ » /Ö
 z *É(X\i X>& 1nÛí-Éâ° \g± <0¿ b <0¿ö#.>'
 z æ_ \$x S6Û (>&&k M*ñz\>' b•4Ä*>&w2(A*...c Y †>
 z 女性センター・環境学習等撤退に伴う複合施設の機能低下
 z 2 ;Vb1"8ÿ>& Ç ó2 †7V8S <0¿4 2(Û>/h>7 S>'
 z >0>6° Ø Ž 2 .(Û >2>5h
 z 0¿*(b)<?}µ+ b±œ^šf_c Ø3¶ w\ b 1ÿ @ 20[

民間活用(管理運営の変更) 指定管理者制度導入等の

- æ 'ö#.*...DØ_°í4 #ÿ_ €• ž-»Û-â lg -% %4PFI q#ÿž-»Û-â _"WZ ,6ëqŠ†_°M• Á î» 8 bs\M•? -Ç°íÄî»g8 \M•? è0ib5...c6• G€_|~ §íÄ «b¥V \$0" » bM•i "á\$ x^4 #ÿ¼ b Ý @*f<}€• èWbg @*f<}€•
- 2 (一部指定管理者制度導入・プラザ存続)
 ö•\$x^(m%2\KZc i 4 b4Š(†%4%\$ [<0¿'ö#.#4 †æ 'ö#.\8: » (,†M• Q b7• Û*f i x É ih\$! cg*... @/œ:
- 3 (全面的指定管理者制度導入・生涯学習課分室)
 S6Û\$ x ^%±1'† Š† <S! *..._ %4 b'Ç_öY8S! 4 †/œ f O•Su 28 \$x_ æ 'ö#.*...DØ†_°M• %4c #Ö - Û*f b1* *É'2 bSu Ifx? Ud%4,ÉÛ" Æ_#Ö - Û*f1" (†0¿*(K)E)FM•
- 4 (公共施設等運営権制度導入) = コンセッション方式 (運営権の売却)
 #~ \& e4Š&É Û%,>[è0iKZ8• eM <0¿_>E•¶¹ <0¿4 'DØ†q#ÿK S>N>D>G!_6ö M•) _\$x6ä \$í! †q#ÿK 0è/œ\$ x_ °†è0i M•